

令和3年第4回（12月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料（追加分）

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第144号	令和3年度上越市一般会計補正予算(第7号)	こども課	1～2

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第144号
提出課	こども課

歳出科目 (P10~P11)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
子育て世帯等臨時特別支援事業	1,425,355	1,416,072	2,841,427

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	1,416,072	需用費 131	負担金補助及び交付金
		役務費 941	1,415,000

【補正理由】

子育て世帯への臨時特別給付金について、先に予算措置した支給額に5万円を追加し、10万円全額を現金で一括支給するため、所要の経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	1,425,355	1,416,072	2,841,427

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
報酬	392	0	392
共済費	59	0	59
旅費	18	0	18
需用費	464	131	595
役務費	4,003	941	4,944
委託料	5,419	0	5,419
負担金補助及び交付金	1,415,000	1,415,000	2,830,000
合計	1,425,355	1,416,072	2,841,427

【実施内容】

(1) 支給対象児童

- ・平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童

(2) 基準日

- ・令和3年9月30日（基準日に市内に住民票があること）

(3) 所得制限

- ・令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である人は支給対象外
- ・児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1,002
5人	812	1,040

- ・対象年齢の児童を養育する世帯のうち、約95%の約16,000世帯が支給対象

(4) 支給額

- ・児童1人につき10万円（5万円は予算措置済み）

(5) 支給時期

区分	支給時期	対象者	対象児童数（人）
申請不要 (プッシュ型)	令和3年 12月23日 支給	① 令和3年9月分の児童手当の対象となる中学生以下の児童（公務員を除く）	18,570
		② 令和3年9月1日から10月31日までに生まれた児童（公務員を除く）	133
		③ ①と②の兄弟で高校生相当年齢（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）の児童（公務員を除く）	1,934
		小計	20,637 (73%)
	令和4年 1月以降支給	④ 令和3年11月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童（公務員を除く）	約400
⑤ 児童手当の現況届未提出者 ※現況確認後に対象者に支給（公務員を除く）		63	
申請必要	令和4年 1月以降支給	⑥ 高校生相当年齢（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）の児童（③及び公務員を除く）	約3,200
		⑦ ①から⑥の公務員	約4,000
	小計	約7,663 (27%)	
合計			28,300 (100%)

(6) 10万円全額の一括支給について

- ・国が12月13日に方針転換したことを受け、10万円全額を現金で一括支給することが可能になったことから、子育て世帯に対し、年内に全額現金での一括支給を開始することがクーポン配付よりも家計への支援効果は高いものと判断した。
- ・なお、12月23日の支給について、既に5万円支給の案内を送付済の①②③の対象世帯には支給額の変更通知を改めて発送する。